

Ashiya information

お知らせ

3月25日(土)・4月1日(土)
市役所本庁舎を一部開庁



3月25日(土)・4月1日(土)に業務を行う課は表のとおりです。これ以外の業務は行っておりません。※他の公共機関が閉庁のため、対応できない場合があります

場所	業務を行う課 ※組織改正により課名変更の可能性あり
北館	1階 市民課 (新築等により住居表示付定が必要な転入・転居、住民票の広域交付、申告を伴う所得・課税証明書、年金業務、マイナポイント申込みは除く。国外転入は、サーバーの関係により証明書の発行ができない場合あり。転入特例、マイナンバーカードを使用し、関係市区町村の窓口開庁実施状況により受付できない場合あり。)
	4階 教育委員会 管理課 (就学・就園・大学等入学支援金業務のみ)
南館	1階 保険課 (後期高齢者医療系の保険証の交付・登録状況の照会は除く)
	地域福祉課 (福祉医療系のみ)
	障がい福祉課
	生活援護課 (相談受付業務のみ)
	高齢介護課
	子育て政策課子ども係 (児童手当・児童扶養手当業務のみ)

■問い合わせ 政策推進課 ☎ 38-2127

市税のクレジットカード払いができるようになります

4月よりクレジットカード払いが可能になります(手数料は利用者負担)。

■対象 市税(市県民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税〈種別割〉)

【口座振替を廃止する方】市税口座振替廃止届を下記へ提出ください。※固定資産税第1期の口座振替廃止については4月10日(月)までに手続きください

■問い合わせ 課税課管理係 ☎ 38-2015



▲市税の納付方法



▲口座振替廃止届

防災行政無線テレホンサービスの電話番号が変わります

防災行政無線の放送内容が聞き取れなかったとき、もう一度聞きたいときに利用できる自動応答電話の電話番号が変わります。

【旧番号】☎0180-99-7787

【新番号】☎050-5527-2580

■変更日時 4月3日(月)午前中

■問い合わせ 防災安全課 ☎ 38-2093

パブリックコメント(市民意見)募集の結果公表



たくさんのご意見ありがとうございました。結果は3月6日(月)から市ホームページで公開します。

【計画】

- ▶第5次男女共同参画行動計画 (人権・男女共生課)
- ▶第3次消費者教育推進計画(地域経済振興課)
- ▶中小企業・小規模企業振興基本計画 (地域経済振興課)

■問い合わせ 市民参画・協働推進室 ☎ 38-2007

申請・届け出

高額医療・高額介護合算療養費制度



医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が高額になる世帯の負担を軽減します。

■対象 令和3年8月1日～令和4年7月31日に医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が高額で、令和4年7月31日時点で国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していた世帯

■申し込み 3月中旬に案内を送付しますので申請書を返送してください

※対象期間に保険を異動した人は、対象となっても案内が届かない場合があります。下記窓口で申請してください (本人確認書類・被保険者の振込先口座を確認できる通帳等)

■問い合わせ 保険課保険係 ☎ 38-2035
保険課後期高齢者医療係 ☎ 38-2037

軽自動車・原動機付自転車等を所有する人へ



軽自動車税(種別割)は毎年4月1日に軽自動車(原動機付自転車を含む)を所有する人へ課税されます。廃車・譲渡した場合や盗難にあった場合は、廃車手続きをしてください(登録をそのままにしていると引き続き課税されます)。市外へ転出する場合や海外へ出国する場合も、下記の場所で必要な書類を確認のうえ、必ず登録の変更・廃車等の手続きをしてください。

※年度途中で廃車された場合も軽自動車税(種別割)の還付はありません

種別	手続きの場所
【芦屋市ナンバー】 ・原動機付自転車 (125cc以下) ・小型特殊自動車 ・ミニカー	芦屋市役所課税課管理係 (北館2階30番窓口) 〒659-8501 精道町7-6 ☎ 38-2015
【神戸ナンバー】 ・軽自動車(二輪・ 125cc超250cc以下) ・小型自動車 (二輪・250cc超)	神戸運輸監理部兵庫陸運部 〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34-2 ☎ 050-5540-2066
【神戸ナンバー】 ・軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会兵庫事務所 〒658-0046 神戸市東灘区御影本町1-5-5 ☎ 050-3816-1847

■問い合わせ 課税課管理係 ☎ 38-2015

外壁を塗り替える場合は申請が必要です



本市は全域が「芦屋景観地区」もしくは「芦屋川特別景観地区」です。

良好な景観を守るため、一戸建ての住宅も、外壁や屋根に色彩基準を設けています。

新築だけでなく、リフォームなどで外壁の塗り替えを行う場合も、事前に景観法に基づく認定申請を行い、色彩基準の審査を受ける必要があります。

手数料等は不要です。書類の不備等がなければ、受付日より1週間程度で認定書の交付ができます。(書類の提出状況により遅れる場合があります)